

岩手県告示第270号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録を更新した。

令和4年4月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 登録年月日及び登録番号

(1) 登録年月日 平成19年4月5日

(2) 登録番号 31

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 関庄糧穀株式会社

(2) 代表者の氏名 代表取締役 関 英雄

(3) 主たる事務所の所在地 花巻市石鳥谷町好地第8地割19番地

3 農産物検査を行う農産物の種類 国内産農産物（玄米）

4 登録の区分 品位等検査

5 農産物検査を行う区域 岩手県

6 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	備考
関 英雄	玄米	国内産農産物に限る。
熊谷 武忠	玄米	国内産農産物に限る。
関 啓晃	玄米	国内産農産物に限る。
関 崇芳	玄米	国内産農産物に限る。
阿部 純一	玄米	国内産農産物に限る。
諏訪 泰幸	玄米	国内産農産物に限る。
織田 泰紀	玄米	国内産農産物に限る。
齋藤 賢二	玄米	国内産農産物に限る。
関 英理子	玄米	国内産農産物に限る。

7 登録の更新年月日 令和4年4月5日